

放課後クラブ 外出に関する同意書

大府市教育委員会 様

下記の「放課後クラブ外出に関するルール」に同意するので、児童を放課後クラブから外出させてください。

放課後クラブ名： 学年： 年

児 童 名：

保護者名：

通塾並びに児童（老人福祉）センター・公民館等での活動	
外出先	
例：公民館（〇〇講座）	①
②	③
④	⑤

学校の教育活動等（長期休業中）	
外出先	
☐ 委員会活動（ ）	
☐ その他（ ）	

放課後クラブ外出に関するルール

1 保護者責任

- (1)外出する日の前日までに外出に関する同意書を提出する。提出がない場合は、外出を認めない。
- (2)児童一人で外出できることを前提とする。又、放課後クラブと外出先間における行き帰りの事故等は、一切の責任を保護者が負う。不測の事態への放課後クラブの対応は、保護者、警察等への緊急連絡のみ行う。
- (3)通塾等に関する物品の管理は、一切の責任を保護者が負う。（詳細は、4留意事項等(3)）
- (4)外出する日は、送迎予定表の「外出」欄に○を記入する。記載がない場合は、外出を認めない。
- (5)保護者は、毎日児童の送迎時や児童の荷物の受け渡し時等に放課後クラブから必要な連絡を受ける。

2 外出に関する同意書の提出で外出が可能な例

- (1)学習、芸能関連の塾等・スポーツ少年団・子ども会・児童（老人福祉）センターや公民館で実施しているクラブや講座・おぶカルチャー&スポーツクラブ（放課後アクティビティ）
- (2)学校の教育活動（委員会活動等）

3 外出方法等

- (1)児童は、外出時に外出先を指導員に申し出る。申し出を受けた指導員は外出に関する同意書及び送迎予定表を確認し、外出を許可する。指導員は、児童に外出に関する声かけや外出先への送迎等を行わない。
- (2)児童は、外出に不要な荷物（学校の学習用具等）を放課後クラブに置いて外出する。外出終了後、児童は放課後クラブへ帰所し、保護者の迎えを待つ。ただし、以下の(3)、(4)に該当する場合は、この限りではない。
- (3)学校の教育活動等（長期休業期間）における外出は、以下の対応とすることができる。
 - ・来所前に学校に行き、活動終了後に児童だけで来所する。この場合は、保護者が児童の来所前に児童の荷物（昼食等）を放課後クラブに届け、必要な連絡を受ける。
- (4)外出先の終了時刻と保護者の迎え時刻が重なる場合は、以下のうちいずれかの対応となる。
 - ・保護者が放課後クラブで児童の荷物を引き取り、必要な連絡を受ける。⇒保護者が児童を外出先に迎えに行く。
 - ・保護者が児童を外出先に迎えに行く。⇒保護者が放課後クラブで児童の荷物を引き取り、必要な連絡を受ける。

4 留意事項等

- (1)外出先に指導者等の責任者がいることが前提となる。又、通院のための外出は認めない。
- (2)児童の安全が保障されない場合（不審者情報・悪天候等）は、指導員が外出を許可しないことがある。
- (3)児童の荷物の引き取りや児童の外出先への迎えは、保護者の勤務終了後、すみやかに行う。又、児童の荷物の引き取りは、放課後クラブの閉所時刻の午後7時（延長預かりサービス利用者は、午後8時）までに完了する。
- (4)学校に持ち込みが禁止されている物品は、通塾等に必要な物品であっても、学校に持ち込まない。放課後クラブでは、通塾等に関する物品の預かり・管理を行わない。ただし、育成に支障が出ない範囲で、児童が使用している荷物置き場（ロッカー等）にランドセル等の荷物と一緒に入る大きさの物品に限り、荷物置き場に置くことができる。翌日以降に使用する場合は、前日の迎え時に物品を置くことができる。
- (5)外出の有無に関して、放課後クラブから保護者への電話連絡等の対応はしない。
- (6)保護者が放課後クラブ外出に関するルールを遵守しない場合、外出を許可しないことがある。
- (7)児童（老人福祉）センターへ外出する場合は、児童に何かあった際に確実に保護者へ連絡がつくよう、必ず事前に「児童（老人福祉）センター利用者カード」を利用するセンターへ提出しておくこと。

※ 児童（老人福祉）センターは、2025 年 10 月 1 日からこども（幸齢者）交流センターに名称変更します。